夜間におけるプレジャーボートの単独衝突事故に関する情報提供について

運輸安全委員会が公表した船舶事故等調査報告書に基づき、平成 24 年から 28 年までに発生した プレジャーボート(水上オートバイ及び船舶検査の必要がないミニボート、ゴムボート等を除く)に よる事故は 956 件でありました。

このうち、プレジャーボートが筏や防波堤などの構造物に単独で衝突する事故(以下「単独衝突事故」という。)は 5 年間に 83 件であるものの、昼間が 749 件中 31 件で約 4.1%、夜間が 207 件中 52 件で約 25.1%となり、昼間に比べ夜間は約 6.1 倍の発生率であることから、夜間の単独衝突事故の状況について以下のとおりであったので、国土交通省へ情報提供を行いました。

1. 事故は、52件発生していた。

内訳は、平成 24 年が 11 件、25 年が 11 件、26 年が 10 件、27 年が 8 件、28 年が 12 件であった。

2. 事故の発生時期は、7月と8月がそれぞれ14件で最も多く、10月が6件、11月が5件、9月が4件で、夏季に多いが、一年を通じて発生していた。

事故発生の時間帯は20時台が11件で最も多く、21時台が10件、22時台が9件で、20時台~22時台が30件で半数を超えていた。

- 3. 事故の対象物は、かき筏・養殖筏が18件、防波堤・防潮堤・離岸堤が16件、岸壁・護岸が5件、灯浮標・標識灯が3件などであった。
- 4. 死傷者は、52 件のうち 28 件で発生し、2 人が死亡、87 人が負傷しており、負傷者のうち、29 人が重傷であった。なお、死亡者 2 人の死因は、心破裂、多発肋骨骨折及び外傷性ショックであった。
- 5. 航行の用途は、判明した27隻のうち、花火大会の観覧が15隻、釣りが12隻であった。
- 6. 船舶の動静は、判明した 32 隻のうち、帰航が 24 隻、発航が 8 隻であった。なお、花火大会の 観覧後に帰航中であった船舶は 12 隻あった。
- 7. 事故時の速力は、判明した 32 隻のうち、10~20 ノット未満が 18 隻で最も多く、10 ノット未満が 10 隻、20 ノット以上が 4 隻であった。
- 8. 乗船者数は、判明した 47 隻のうち、3 人が 11 隻、2 人が 10 隻、4 人が 6 隻などで、10 人以上が乗船していた船舶は 4 隻であった。また、花火大会の観覧を航行の用途としていた船舶は、1 隻あたり約 6.7 人が乗船していた。
- 9. 船長の年齢は、判明した 29 人のうち、50 歳代が 13 人、40 歳代が 6 人、30 歳代及び 60 歳代 がそれぞれ 4 人、70 歳代が 2 人であった。
- 10. 船長の免許登録から事故発生時までの年数は、判明した 29 人のうち、5 年~10 年未満が 9 人、5 年未満が 5 人、10 年~15 年未満、15 年~20 年未満及び 30 年以上がそれぞれ 4 人、20~30 年

未満が3人であった。5年未満の5人のうち、3人は免許登録から1~2か月であった。 飲酒運航をしていた者は2人であった。

免許証を失効したまま操縦していた者は2人であった。

- 11. 事故に至る主な要因等は以下のとおりであった。
 - (1) 灯光
 - ① 灯光を見間違えた。
 - ② 灯台の灯質を理解できなかった。
 - ③ 灯台と標識灯の灯光が重なっていた。
 - ④ 市街地の灯火及び月光の海面反射でかき筏の標識灯を確認できなかった。
 - (2) GPSプロッター
 - ① 画面の輝度調整の方法を知らなかった。
 - ② 画面が眩しく電源を切っていた。
 - ③ 画面を拡大していなかった。
 - ④ 記録した過去の航跡に沿えば航行できると思った。
 - ⑤ 操船しながら帰航する経路を入力していた。
 - ⑥ 情報を更新しておらず、防波堤が表示されていなかった。
 - (7) 使用せず、目視による見張りを行っていた。
 - (3) その他
 - ① 夜間航海が初めてだった。
 - ② 航海灯の設備がなかった。
- 12. 調査報告書に記載された主な再発防止策は以下のとおりであった。
 - (1) 目視のみではなくGPSプロッター等を活用して船位の確認を行うこと。 港内等の状況が把握できない場合、停止して確認を行うこと。
 - (2) 慣れた海域でもGPSプロッター等を活用すること。
 - (3) GPSプロッターは、情報を更新のうえ、操作に習熟し、縮尺を適宜切り替えて使用する こと
 - (4) 事前に予定航行経路(障害物、航路標識)の調査を行い、障害物の近くを航行する場合、 予め確実な船首目標及び避険線を設定しておくこと。